一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命 年金通信

年金トピック

No.2018－1
第１号

2018 年 4 月 2 日
団 体 年 金 事 業 部

企業年金制度の各種予定利率について

平成 30 年度を迎えるにあたり、企業年金制度の各種予定利率が告示されました。これに伴い、企業年金制度の予定利率を一覧にまとめましたのでご案内いたします。企業年金制度の運営に役立てていただければ幸いです。

なお、企業年金制度の各種予定利率の詳細については年金通信「企業年金の財政運営の基礎知識（平成 27 年 3 月 2 日発行） テーマ 4 予定利率」※1に、下限予定利率の詳細については同年金通信「テーマ 5 下限予定利率」※2にて解説しておりますのでご参照下さい。

また、予定利率のうち厚生年金基金に関するものについては、年金通信 17-12「数理室だより 3 号（平成 17 年 8 月 31 日発行）」※3、年金通信 19-31「数理室だより 27 号（平成 19 年 11 月 7 日発行）」※4をご参照ください。

※1 年金通信「企業年金の財政運営の基礎知識（平成 27 年 3 月 2 日発行）テーマ 4 予定利率」（23-25 ページ）
⇒ https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=383

※2 年金通信「企業年金の財政運営の基礎知識（平成 27 年 3 月 2 日発行）テーマ 5 下限予定利率」（26-27 ページ）
⇒ https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=383

※3 年金通信 17-12「数理室だより 3 号（平成 17 年 8 月 31 日発行）」
⇒ https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=109

※4 年金通信 19-31「数理室だより 27 号（平成 19 年 11 月 7 日発行）」
⇒ https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=166

以上

第一生命保険株式会社

企業年金制度の予定利率一覧（単位：％）

	継続基準の 下限予定利率	非継続基準の 予定利率	免除保険料率 算定上の予定利率	最低責任準備金に 付利する利率
現行決定根拠 適用年度	厚生年金基金 確定給付企業年金 直近５年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均と直近１年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率 「厚生年金基金の財政運営について」 「確定給付企業年金法施行規則第 43 条第２項第１号」	厚生年金基金 確定給付企業年金 直近５年間に発行された 30 年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率 「厚生年金基金令第 39 条の３第３項」 「確定給付企業年金法施行規則第 55 条第１項第１号」	厚生年金基金 厚生年金保険本体の中長期的な運用利回りの前提 「厚生年金基金規則第 32 条の 11 第１項第１号」	厚生年金基金 厚生年金本体の運用利回りの実績 「厚生労働省告示第 95 号」
H17 年度	1.3	2.20	3.2	6.82
H18 年度	1.2	2.17	3.2	3.10
H19 年度	1.3	2.20	3.2	▲3.54
H20 年度	1.4	2.27	3.2	▲6.83
H21 年度	1.5	2.44	4.1	7.54
H22 年度	1.3	2.38	4.1	▲0.26
H23 年度	1.1	2.32	4.1	2.17
H24 年度	1.1	2.24	4.1	9.57
H25 年度	0.8	2.13	4.1	8.22
H26 年度	0.7	2.00	4.1	11.61
H27 年度	0.5	1.90	4.1	▲3.63
H28 年度	0.3	1.76	4.1	5.50
H29 年度	▲0.1	1.46	4.1	第１四半期(4～6 月) 年 14.93% 第２四半期(7～9 月) 年 12.42% 第３四半期(10～12 月) 年 16.63% 第４四半期(1～3 月) (公表前)
H30 年度	0.0	1.24	4.1	(公表前)

（注１）最低責任準備金に付利する利率について
「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、最低責任準備金の算出方法が見直され、期ずれが解消された。なお、解散・代行返上時は期ずれ有りとした最低責任準備金を使用することも可能。

（注２）平成 15 年度以降の非継続基準の予定利率は、代議員会の決議等により、0.8～1.2 の値を乗ずることが可能。

（注３）非継続基準の予定利率に関する現行決定根拠のうち厚生年金基金については、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」の規定により効力を有するものとされた廃止前の厚生年金基金令。

第一生命保険株式会社